

栃木県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成11年栃木県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(電子申請による届出)

第2条 規則第2条の規定にかかわらず、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「届出システム」という。）を使用した電子申請により届け出る場合は、届出システムに直接必要な事項を入力するものとする。

(関係機関への情報提供)

第3条 知事は、法第115条の32第2項から第4項までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長および市町村長に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第4条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。